

岩手県告示第307号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の狩猟免許試験を次のとおり行う。

平成24年4月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

日 時	場 所	備 考
平成24年7月8日(日)午前9時から	遠野市 遠野地区合同庁舎	
平成24年9月9日(日)午前9時から	紫波郡矢巾町 岩手県消防学校	
平成24年12月16日(日)午前9時から	宮古市 宮古市新里福祉センター	

2 受験資格 県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第40条に該当しない者

3 受験手続 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年岩手県規則第25号）第12条の狩猟免許申請書を試験の日の14日前までに所管広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに提出すること。

4 その他 詳細については、岩手県環境生活部自然保護課又は最寄りの広域振興局の保健福祉環境部若しくは保健福祉環境部保健福祉環境センターに問い合わせること。